

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解【第1回審査会_質疑】
一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書

No	区分	ページ	質問・意見等	事業者の見解・応答	意見 元
1	全般	資料3 P12 ※資料3…4/28配布資料「一般国道414号伊豆縦貫自動車道環境影響評価準備書について」と同じ	方法書に係る審議会からの意見を踏まえて、準備書で環境影響評価の項目を追加、修正、削除等の変更があったか、確認したい。	環境影響評価項目の変更は特にありません。	吉崎委員
2	大気	資料5 P3（上段意見の見解）	自動車の排気ガスに含まれる有害物質の取扱について確認したい。他の環境アセスの事例では、自動車の排気ガスからベンゼンが排出されると認識し、大気汚染の環境影響評価項目として扱っている。例えば、P R T R法を一つの基準として扱うことは、現段階で全く考えられないのか、検討した結果として扱わないのか。如何か。	【参考資料-A】 大気質項目 道路の環境影響評価における有害物質の選定について全国事例を確認した結果では、ご指摘の北九州市都市計画道路6号線整備事業の1件でベンゼンの選定を確認しました。 北九州市では、製鉄業の кокс 工場やナフタレン工場が発生源と思われるベンゼンについて、高濃度現象が確認されており、地域特性として選定されているものと思われます。 静岡県では、一般環境10地点、沿道2地点、発生源周辺2地点で測定しているベンゼンの値は環境基準（年間平均値0.003mg/m3以下）の1/5であり、ベンゼンを含む有害大気汚染物質は、ガソリン中の含有率低減対策、自動車の排ガス規制、燃料蒸散ガス規制等により排出量の規制が図られてきていることから、本事業の道路完成後においても大きな影響は想定されないため、対象外としています。	吉崎委員
3	大気	資料5 P3（上段意見の見解）	有害物質が自動車排ガスから出てくることが想定されていないと書かれているが、本当は想定されるのではないのか。もし、その発生が想定される場合は、なぜ環境影響評価の項目として扱わないのか。この点も含めて確認してほしい。	静岡県では、一般環境10地点、沿道2地点、発生源周辺2地点で測定しているベンゼンの値は環境基準（年間平均値0.003mg/m3以下）の1/5であり、ベンゼンを含む有害大気汚染物質は、ガソリン中の含有率低減対策、自動車の排ガス規制、燃料蒸散ガス規制等により排出量の規制が図られてきていることから、本事業の道路完成後においても大きな影響は想定されないため、対象外としています。	吉崎委員
4	土地の安定性	参考資料1（非公開） ※4/28配布	図に資源エネルギー庁の引用を明記し、作図手法の説明を記載してください。	【参考資料-B】 変質帯 図に変質帯表示内容を記載しました。 P2の図1に資源エネルギー庁の引用を明記し、P1には作図手法の説明を記載しました。 ご意見を踏まえ、評価書における変質帯表示内容の記載を検討します。	森下委員
5	土地の安定性	参考資料1（非公開） P6-P14 ※4/28配布	参考資料1のP6-P14で分析値を示した表がわかりにくい。水質分析結果の表に対応する図2-2のような図がないと分からない。表中のK1等の表記が何かわからない。この調査の結果、二次元的、三次元的な分布が一番大事となるが、この表だけでは分からない。	【参考資料-B】 変質帯 P3の図2に水質分析地点（主成分分析）を記載しました。	森下委員
6	土地の安定性	参考資料1（非公開） ※4/28配布	参考資料1を非公開とする理由は何か。確認して欲しい。	静岡県温泉実態調査では、源泉毎のデータについては個人の財産に関わる事項として非開示情報とされているため、これに準拠し、非公開としています。	森下委員
7	土地の安定性	・参考資料1 ※4/28配布 ・資料6-1 P6No41	伊豆半島は全域に亘って金属鉱床や変質帯が分布しており、土地の安定性の観点から非常に重要である。方法書の知事意見で、土地の安定性に係る予測評価を求めたが実施していない（資料6-1 P6No41）。 熱変質は非常に不均質で、岩石の強度に非常に影響を与えることから、施工上も非常に役立つ情報になるので、地質について調べ、環境影響評価の項目に土地の安定性を入れるべきである。土地の安定性について、今は検討する時期ではないとか、その段階ではないという説明は、腑に落ちない。 資源エネルギー庁の調査データがあり、それを活用することで、土地の安定性の検討はできと思う。土地の安定性を環境影響評価の項目に選定しなくても、熱変質を扱えるような形にするように検討していただきたい。	【参考資料-B】 変質帯 変質帯について、P1に示しました。 ご意見を踏まえ、本地域における「変質帯」の状況を既存資料を中心とした情報を基に評価書に記載することを検討して参ります。 道路設計段階では、変質帯の存在に留意しながら、地質調査・土質試験等を実施し、土地の安定性について確認します。	森下委員
8	土地の安定性	・参考資料1 ※4/28配布 ・資料6-1 P6No41	土地の安定性や災害に対する県民の不安についても確認しておきたいので、単に事業化が決まらないうとできないと言うだけでなく、事業者として、どこまで検討が可能なのか、是非、御検討していただきたい。		吉崎委員

**静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解【第1回審査会_質疑】
一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書**

No	区分	ページ	質問・意見等	事業者の見解・応答	意見
9	その他（事後調査）	資料3 P36	（準備書P7-3～P7-6事後調査）環境保全措置を実施する動植物について、乾燥化の影響は徐々に現れる可能性が大きいため、事後調査の実施期間が供用開始後1年間では短い。環境保全措置で移植した植物の事後調査の実施期間を供用開始後3年間としているが、5年、6年ぐらいのレベルで調査しないと環境保全措置が成功したか判断できない。このため、供用開始後における事後調査の実施期間を再検討していただきたい。	【参考資料-C】 事後調査について 事後調査の期間について、植物の移植等を行う場合は 道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）国土技術政策総合研究所資料に基づき、環境保全措置の効果が確認できる期間として実施後3年間としています。事後調査の期間については有識者の意見や現地状況等に応じて検討していくことを考えております。 林縁保護植栽に関しては、地域性系統である事業地周辺に生育しているウツギ、クサギ等の中木・低木樹種を使用していくことにより、効果が確認できる期間として対策後1年間としています。事後調査の結果に関する有識者の意見や現地状況等に応じて検討していくことを考えております。	岸本委員
10	その他（標本資料）		調査で得られた標本資料は、一定年数が置かれると廃棄されるが、地域の自然史の貴重な資料となるので、標本化して残していただくと非常にありがたい。検討をお願いしたい。	現在、試料は袋等で採集したままの状態では保存しているため、標本化については、静岡県等の関係機関と調整します。	岸本委員
11	その他（環境保全措置）	資料3 P35	環境保全措置は、総合的に地域の積極的な保全と結びつけて考えていただきたい。例えば、防鹿柵で囲い内部の豊かな生態系を守ることによりも積極的な保全を打ち出していける可能性がある。法面緑化について、在来種や郷土種を使用し、周辺の在来種が戻って来れる配慮をして欲しい。	【参考資料-D】 法面緑化について 本地域には国立公園もあることから、林縁保護植栽及び法面緑化等の対策においては、自然公園における法面緑化指針（環境省、H27）に基づき、地域性系統の植物を使用することを想定しています。 植生工は、地域性種苗を用いて緑化する「地域性種苗利用工」、法面周辺からの植物の自然侵入により植生回復を図る「自然侵入促進工」、工事予定地の表土を採取して表土中の埋土種子により植生回復を図る「表土利用工」による方法による緑化が考えられますが、事業実施段階において、関係機関と協力しながら情報収集につとめ、最新知見や有識者の意見等を踏まえ、保全措置の具体化を図っていきます。	岸本委員
12	動物	資料4 P7 No43	ミゾゴイに係る事業者見解について、ミゾゴイの渡来前から工事を着工することにより馴化を図っていくことを検討するとしているが、ミゾゴイの馴化の事例があるのか教えて欲しい。猛禽類は馴化の成功事例もあるが、ミゾゴイは巣に対する執着が強い鳥なので、結局その場所から追い出しとならないか。	【参考資料-E】 ミゾゴイ配慮事例 道路環境影響評価の技術手法（平成27年度版）動物植物生態系事例集 において、馴化の事例が1例が得られています。	坂東委員
13	水質	・資料4-1 P2No10 ・資料3 P36	（資料4-1 P2No10）水質と河川流量に係る環境保全措置について、濁りに対する質問をしたが、回答となっていない。 （資料3 P36）流域の中で実際に土工する範囲が、どの程度の割合となるかで一定評価をしているが、流域の取り方に寄って、どうにでも変化してしまう。 工事中や事業後も含めて、SSを含む水質の調査を実施した方が適切ではないか。	水質調査は、工事中及び事業後も実施いたします。	今泉委員
14	河川	資料4-1 P3No16	（資料4-1 P3No16）河川の流量について、工事中及び工事後も観測することによってよい。	河川の流量について、工事中及び工事後も観測いたします。	今泉委員
15	動物	資料3 P35	環境保全措置として、ロードキル防止の動物の侵入防止柵を示しているが、イメージ図か、このような仕様のものを設置するのか。	【参考資料-F】 立ち入り防止柵及びロードキルイメージをp3～p4に示しており、高さ等については、NEXCOの基準も踏まえ、今後の事業の実施段階で検討していきます。	小泉委員
16	その他（事後調査）	資料3 P36	環境保全措置として、林縁保護植栽を実施しても、鹿の食害のインパクトでうまくいかない可能性もあるため、事後調査の期間を長く継続する必要があるのではない。	【参考資料-C】 事後調査について 事後調査の期間について、林縁保護植栽の効果が確認できる期間として対策後1年間としています。事後調査の結果に関する有識者の意見や現地状況等に応じて検討していくことを考えております。	小泉委員

**静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解【第1回審査会_質疑】
一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書**

No	区分	ページ	質問・意見等	事業者の見解・応答	意見
17	動物	資料 3 P36	伊豆スカイラインでは、年間30件程度のロードキルが発生している。そのようなデータを入手し、伊豆縦貫道において道路構造からロードキルの可能性を具体的な事例を踏まえて、表現していただきたい。先にならないと具体的に検討できないというのではなく、現段階で検討できるものは、たとえ資料だけだとしても検討すべきであり、原則だと思う。	【参考資料-F】立ち入り防止柵及びロードキル 伊豆スカイラインにおいては、令和3年度に35件、天城北道路では8件のロードキルが確認され、狸等の中型哺乳類が約8割を占めています。天城北道路は、土工部に立入防止フェンスが設置されているため、伊豆スカイラインに比べ、ロードキルの発生件数が少なくなっており、本事業においても立入防止フェンスの設置を予定しているため、同様の傾向を想定しております。 なお、天城北道路の事例を踏まえ、穴を掘る習性のあるアナグマに対しては、網の下部を補強した製品を検討するなど、本事業の供用前には最新知見及び有識者の助言を得ながら検討していくことを考えております。	吉崎委員
18	動物	資料 4-1 P3No20	河川の上に橋梁が通ると日照時間が減り、温度が変化し水中に生息する生物に影響があると質問したが、事業者見解を改めて説明して欲しい。	橋梁は河川の上であり、河川水は常に流れているので、日陰になっても水温の低下はないと考えています。道路幅12mが日照に影響し、日陰が動くこととなりますが、川の流れがあるので、温度変化はないと考えています。	岡田委員
19	動物	・資料 4-1 P5No31 ・資料 3 P50	(資料 4-1P5No31) 夜間照明による動物や生態系への影響をどのように低減するか質問したところ、事業者見解では道路外への光の漏洩を極力抑えるように配慮するとのことだった。一方で資料 3 P50では、日照阻害の環境保全措置として、壁の高欄を柵にするとしているので、道路照明の光の漏洩防止と日照阻害の防止対策の兼合いを教えて欲しい。	夜間の道路上の照明灯について、道路の外に光が出ないように遮光ルーバーをつけ、道路面以外には光が漏れないように検討しています。一方、昼間の日照については、道路による阻害を防止する対策を検討しています。	岡田委員
20	動物	・資料 4-1 P7No42	(資料 4 P7No42) 水生昆虫の成虫の走光性に係る影響について、事後調査に追加するように意見したが、事業者見解ではルーバー付き照明器具の採用により、環境保全措置の効果が確実性があることから、事後調査の対象としないとしている。しかし、橋梁部分では、かなり高い位置から照明で川が照らされており、完全に遮光することは無理と考える。道路照明の光の影響で虫は実際に集まるので、道路照明に集まる昆虫の事後調査をして欲しい。	【参考資料-G】道路照明 道路照明設備の配慮事例としては、道路環境影響評価の技術手法H25・H27（環境保全措置に関する事例集）にまとめられています。 また、国土交通省においては、道路照明にLEDを採用しています。LED照明は、昆虫類に対する誘因低減効果があるとされていますが、事業実施段階における最新知見や製品の仕様、有識者の意見等を踏まえ、設置場所や製品の仕様等について検討していきたいと考えています。 また、事業化後の生態系への影響については、必要に応じて関係機関と協力しながら情報収集につとめていきたいと考えています。	秋山委員
21	動物	資料 4-1 P7No42	海岸に沿う道路でウミガメ対策として、ルーバー付き道路照明が採用され、真下だけ照らすようにしている。そのようなルーバーの照らす範囲のデータや事例を示していただき、モニタリングとして考えた方がよければ、検討して欲しい。		吉崎委員
22	日照阻害	資料 5 P11 (日照阻害への調査・対応)	(日照阻害への調査・対応) 静岡県において伊豆半島は、富士山や南アルプスと同様に自然資源が豊かなところであり、その豊かな自然資源がそのまま観光資源になっていることも特徴である。わさび田に関連し、世界農業遺産に認定されたことを環境アセスの中にどう位置付けるか難しいが、わさびを単純に農産物として扱い日照阻害の検討対象にしないのではなく、わさび田は文化遺産の性格もあり、伊豆半島の重要な景観資源、もしくは自然資源の一つとして取り上げていただきたい。わさび田に係る水質や地下水の環境影響評価を実施しているので、わさび田をそういう資源として扱い、日照阻害にいても検討していただきたい。	わさび田を含む河川の水質、地下水の調査は、環境影響が的確に把握できる項目とし、河川の環境基準項目（pH、SS、BOD等）のほか、流量、水温、電気伝導度を実施しました。 水質に関する環境保全措置として、工事中の仮設沈砂池や濁水処置装置を設置することにより影響を低減できると評価しています。また、水量の変化については、河川の項目にて評価しており、環境保全措置として、トンネル湧水の沢への導水を実施することで、影響を低減できると評価していますが、対策の効果が不確実であるため、事後調査で確認していきます。 工事前～工事後の水文調査にて、わさび田の利用状況などを把握した上で、水源水量・利用水量・水質（わさび田養水成分）の水質分析を実施し、影響が発生した場合は個別の対応として対策を実施しています。 日照阻害についても、本道路事業にあたり、事業実施段階において、関係者の方々へ丁寧にご説明しながら、個別に対応していきます。	吉崎委員
23	日照阻害	資料 5 P11 (河津ICに関する日照問題)	(河津ICに関する日照問題) 天城方面のインターのランプ直下で、日照阻害への対応を求めた住民意見に対して、事業者見解では必要に応じて住民に説明をするとしか示されていない。構造上の検討の有無を併せて記載した上で、住民への丁寧な説明を行うとした方が望ましいのではないかと。検討願いたい。	道路の存在に係る日照阻害について、主に橋梁部付近の住居に対し、日照への影響があり、河津IC付近の一部では、高架構造物等の形式・配置等の工夫により環境保全措置を検討しました。しかし、住居に対しての基準又は目標を超過することから、事業実施段階においては、必要に応じて住民等への説明を行います。	吉崎委員